「(仮称) 原水駅周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価 方法書」についての知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の事項 について十分に勘案すること。

[全体事項]

(1)土地又は工作物の存在及び供用に伴う環境影響について、宅地と商業施設の割合などが、現在計画しているものから、実際に整備する段階で宅地から商業施設等に変更となる可能性がある。その場合、「環境影響評価の予測と事業実施時の環境影響の程度も変わるおそれがある。

このため、将来の土地利用計画を可能な限り踏まえたうえで予測・評価を 行うこと。

- (2)対象事業実施区域は、半導体の工場に比較的近い場所であることから、その動向も踏まえながら本事業に伴う環境影響について調査・予測・評価を行うこと。
- (3) 本事業の環境影響については、将来の交通量や交差点での渋滞の見通し、 周辺の幹線道路や生活道路の計画等の情報を可能な限り収集・考慮したうえ で調査・予測・評価を行うこと。
- (4) 土地又は工作物の存在及び供用にあたっては、対象事業実施区域周辺の既存の鉄道や農地からの騒音及び悪臭等による本事業の住宅等への影響のおそれについても配慮すること。

[大気環境]

(1)騒音や振動等の評価指標となる環境基準や地域類型の指定については、供用後において住宅に主たる用途として供される地域に変更となる可能性があることを踏まえたうえで、騒音等の評価を行うこと。

「水環境〕

- (1) 水環境への影響について、近年の集中豪雨の状況を踏まえ、雨水排水調整 池の位置や容量を適切に検討し、予測・評価を行うこと。
- (2)対象事業実施区域及びその周辺は、広域的な地下水の循環系にとって、重要なかん養の地域である。

このため、地下水かん養量への影響の予測にあたっては、本事業により失われるかん養量の数値化を行うとともに、かん養の促進の検討にあたってはかん養を行う場所及びその場所におけるかん養量を示すこと。

また、地下浸透式の調整池を採用する場合は、その浸透能力と保守管理の方法についても検討し、地下水かん養量への影響の予測・評価を行うこと。

- (3)対象事業実施区域の第1工区周辺の農地において、地下水の湛水事業が実施されていることから、当該工区付近の水路及びその周辺において地下への浸透施設の設置の可能性を検討すること。
- (4) 工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る水象(流量・流速等) の調査手法について、河川の流量や流速等の状況を文献調査及び当該情報の 整理・解析により行うものとされているが、近隣水路における流量に関する 文献が存在しない場合は、必要に応じて現地調査を実施すること。

[動物・植物・生態系]

(1)対象事業実施区域外の東側と南側に存在する既存の水路と区域外北側の丘 陵部とは、生物の生息地としてつながっている可能性がある。

このため、水路の配置計画にあたっては、生息地を新たな水路の設置等により分断することがないよう配慮するとともに、生息地の連続性の観点から調査・予測・評価を行うこと。